（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　第二条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の規定は、平成二十七年一月一日以後には種されるてん菜又は同年十月一日以後に収穫されるさとうきび及び同年一月一日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前には種されるてん菜又は同年十月一日前に収穫されるさとうきび及び同年一月一日前に植付けされるでん粉原料用いもに係る砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第十九条第一項及び第三十三条第一項の交付金の交付については、なお従前の例による。

○農林水産省令第九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第四項及び第四条第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令

第三条中「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に改め、「（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）」を削り、「第十一条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第十一条第一項」を「第九条第一項」に、「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に、「第二条第一項」を「第二条第三項」に、「第十二条第一項」を「第十条第一項」に、「第三条」を「第四条」に改め、同条第二号中「（主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。）」を削り、同条を第三条とする。

第一条中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（調整額の算定）

第一条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第三条第四項の調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けている場合　対象農業者（法第二条第四項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）ごとに、法第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物の種類（麦にあっては小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）別の同号の交付金の金額（当該金額が、当該生産条件不利補正対象農産物に係る法第三条第四項に規定する数量単価にその者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物に係る同項に規定する品質区分別の生産量をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額を超える場合にあっては、当該合算した金額）を合算した額

二　当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けていない場合　零

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。